○総務省告示第三百六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、政治団体尊皇大和会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第四十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
(ハ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体 政治団体の名称　代表者の氏名　会計責任者の氏名　主たる事務所の所在地　届出年月日 ［略］ 政治団体尊皇大和会　岡田　博史　佐竹奈美絵　奈良県天理市杉本町二六　二八、一一、一一 六―一 ［略］	(ハ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体 政治団体の名称　代表者の氏名　会計責任者の氏名　主たる事務所の所在地　届出年月日 ［同上］ 政治団体尊皇大和会　岡田　博史　佐竹　奈美　奈良県天理市杉本町二六　二八、一一、一一 六―一 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、公明党衆議院比例区北関東第1総支部から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第百七十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
(一)　政党の支部 政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日 公明党衆議院比例区北関東第1総支部　岡本　三成　会計責任者の氏名　宮木　正雄　磯貝希美子　二九、三、六 ［略］	(一)　政党の支部 政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日 公明党衆議院比例区北関東第1総支部　岡本　三成　会計責任者の氏名　宮木　正雄　磯貝希美子　二九、二、二八 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出について、田中直紀後援会から訂正の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第二百三十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十月三十日

総務大臣　野田　聖子